

## 2. 設計の方針

### 2-1 設計の基本方針

本設計に際しては、基本構想及び基本計画における理念・考え方・方針に基づき、事業の具体化に向けて実施設計等の指標となる方針を設定する。

<基本構想における理念と方針>

#### “(仮称)山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える”

- 鎌倉市における貴重な自然環境の保全
  - ① 自然環境の多様性の維持
  - ② 貴重種等の生育環境の維持
- 鎌倉の都市景観資源としての保全
  - ① 北鎌倉方面からの緑地景観の維持
  - ② 台峯緑地内の特徴的な景観の維持

<基本計画における具体的方針のまとめ>

#### ① ゾーニングと動線の構成

- ゾーンは「源流の森と里山の保全ゾーン」「里山の保全ゾーン」「里山再生ゾーン」「景観緑地と里山の保全ゾーン」で構成し、「源流域の湿地保全エリア」「里山の湿地保全エリア」「里山の湿地再生エリア」「水田・湿地再生エリア」を設定する。
- 動線は、既存の散策路を軸に、主動線（谷戸部）、主動線（尾根部）、副動線、補助動線で構成し、そのルートと形状を尊重しつつ、自然の保全に配慮した動線の設定を行う。

#### ② 保全と活用

- ゾーン其自然環境特性に対応した保全と活用を図り、人と自然とのかかわりの歴史を経て成立する多様な植生と貴重な動物を含む生物相など、生物多様性を重視する。
- 自然とのふれあいを高め、後世に伝えるための新たな人と自然の関係を構築する。

#### ③ 基盤整備

- 造成は自然環境への負荷を軽減するため、必要最小限とし、洗掘が進む水路やため池の水環境改善などの基盤整備は、集水域全体を考慮し、湿地環境の保全・回復等を目指して適切な対策を講じる。

#### ④ 主要施設

- 自然環境の保全を前提に、維持管理のため必要な施設は最小限とし、本緑地への出入り口など周縁部の平地を活用して設置する。保全・活用のためのサイン類等の設置は、最小限に止める。

#### ⑤ 樹林地等保全

- 樹林の水源涵養機能の維持・向上、ハンノキ林を含む湿地環境の保全、サクラや貴重な樹木の保全、耕作放棄地の環境再生及び注目種の生息生育環境の保全を図る。
- 適切な水環境を保全し、ヨシなど水分条件に応じた植生がモザイク状に分布する多様性の高い湿地環境の保全を図る。

#### ⑥ 管理運営の方針

- 維持管理の方針策定は、市民と行政との協働で行い、植生の維持管理は、各ゾーンの特性・環境目標に基づき、モニタリング調査を行いつつ段階的に実施する。
- 維持管理には、協働を含めた市民参画が欠かせないことから、事業化に向けて、市民と行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力のもとに築きあげる。

基本設計では「設計条件との整合を図り、優れた自然環境・景観の保全、利用者の安全確保のため、技術・意匠・経済性等の視点から検討を加え、基盤施設、主要施設、樹林地等必要な保全・整備の内容について、概略の設計を行う」ものとしている。(1-1 基本設計の目的)

そのため、基本計画の方針を踏まえたうえで、環境保全面や景観面での配慮、安全面での配慮とともに、使用する技術手法・材料・意匠・経済性などについて、以下の基本方針を設定する。

<設計の基本方針>

#### ① 環境保全面における方針：自然環境の修復を主眼とした必要最小限の整備による保全

- ・ 基盤造成や水環境の改善、施設等の整備にあたっては、基本計画においても必要最小限の整備に止めることとしており、この考え方を基本とする。
- ・ この考え方は、現況の環境が、人為的な影響を受けなくなって放置された後、自然の変化の中でも安定しつつ成立し、生態的にも多様な姿を示しており、新たな整備によりその安定した状況が壊されることが無いように、最小限に止めようとするものである。
- ・ 具体的には、現況で破損や崩壊のある箇所、あるいは今後放置しておけば損傷の生じる可能性のある箇所の修復を主眼とした整備を行うこととする。

#### ② 景観面での配慮：台峯の自然に受け込み、鎌倉の歴史と文化を踏まえた景観デザイン

- ・ 本緑地は、鎌倉市内でも特徴的な谷戸の景観が残されており、鎌倉の都市景観資源として、その保全を図ることが必要となる。
- ・ スダジイ等の自然林やサクラの古木の景観、ハンノキ林やヨシ原など湿地の景観、水田や畑・竹林・コナラの雑木林など里山の景観、やぐらや其中庵にみられる歴史的、文化的景観など、様々な景観資源があり、これらを活かした鎌倉らしい良好な景観の保全が求められる。
- ・ その保全のため、樹林等では荒廃化を防ぎ、健全な生育を図る整備・管理を行い、施設整備に際しても、極力人為性を抑えて自然に調和する材料・デザインを用いるよう配慮する。

#### ③ 安全面での配慮：自然環境の保全を図るとともに安全に利用できる対策

- ・ 本緑地の利用者の安全を確保する配慮が必要であり、がけ地での転落防止や水辺での立ち入り防止、防犯面での見通しの確保などが求められる。
- ・ そのため、適切な利用指導や標識等による表示、柵の設置、生態系に配慮したササ・やぶ刈りなどを利用や管理の中で検証しつつ行うものとする。
- ・ 防災面でも、ため池や湿地・樹林地の持つ雨水流出の調整機能を考慮し、その機能を果たせるよう整備を図るものとする。

#### ④ 技術面・経済面での配慮：自然のメカニズムを活かした整備・コストの低減

- ・ 自然環境の保全、再生を図るうえでは近年のコンクリート等を用いて人工的な整備をする技術を用いるのではなく、自然石等自然の素材をできるだけ自然のままに使い、伝統的な技術や、里山が維持されていた時代の技術を用いるなどの配慮を行う。
- ・ 里山で生産される材料（丸太、木材等）を用い、資源のリサイクル利用を図る。

## 2-2 整備・管理の方針

基本計画においては、本計画の実現に向けて、市民参画を念頭に置いた長期的な事業スケジュールについて、以下を検討事項として整理した。

- ① モニタリング調査と試行による検証を行いながら適切な事業展開を図る。
- ② 維持管理の方針策定は市民と協働で行い、市民と行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力のもとに築き、台峯にふさわしい組織づくりを目指す。維持管理やモニタリング等の活動状況に応じて、段階的に組織の充実を図る方向で、事業展開していく。
- ③ 開園に向けて、約10ヶ年で段階的に公有地化を図り、開園前に基盤整備や主要施設整備を行う。ハンノキ群落の林床の乾燥化や洗掘が進む水路の河床への対策など、早急に実施しなければならないものもある。継続的なモニタリング調査を行い、市民との合意形成を図りながら、準備段階から実施していく。
- ④ フクロウの繁殖期の生息環境、脆弱な湿地など、環境への負荷の軽減が求められる場所については、モニタリング調査を行い、開園前にあらかじめ利用の制限をする。
- ⑤ 環境学習の場として活用するため、近隣の学校や関連団体等と連携して、環境学習プログラムやモニタリング調査を含む保全管理のための体験プログラムを策定していく。

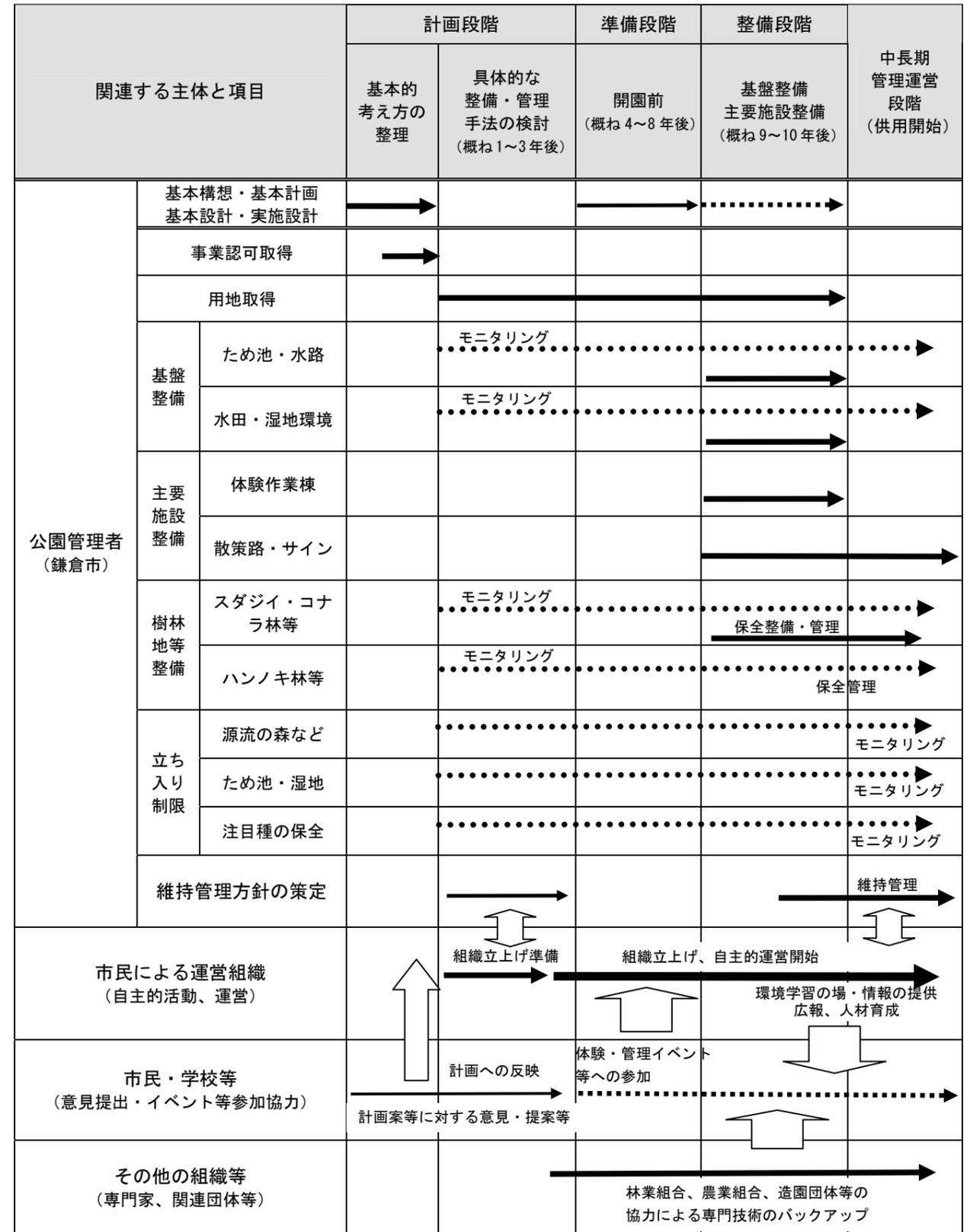
基本設計ではこれらをふまえて、以下の検討を行うものとする。

- 基盤整備や施設整備、樹林地等保全整備等において必要なモニタリングや試行検証の項目及び内容
- 開園前を含めた維持管理内容の設定
- 早急に実施すべき対策
- 環境への負荷の軽減を図る場所のモニタリングと利用制限
- 環境学習プログラムや保全管理のための体験プログラムの策定

これらの検討を行ううえでは、整備による対応を図るか維持管理の中で対応を図るかについてその考え方を設定しておく必要がある。環境保全や、景観保全及び安全の確保の視点及び事業スケジュールとの対応を考慮し、以下の方針を設定する。

- ① 自然環境への影響を抑えるためには、できるだけ規模を小さく、緩やかに改変を行うことが望ましく、整備の手法等については出来るかぎり影響の少ない方法を選択する。
- ② しかしながら、長期間の放置や急激な自然の影響等により荒廃や損傷が見られる場合には、適切に抜本的な対策を講じる。
- ③ 実施すべき対策については、規模に応じて整備による対応と管理による対応に分かれることが想定されるが、自然への影響や、利・活用上の方針・制約を考慮しつつ、適切な対応を図る。

図2-1 (参考) 事業スケジュール (基本計画をもとに作成)



..... → 実施予定  
→

## 2-3 設計のポイント

基本設計のポイントとしては以下の事項があげられ、これらを軸に整理検討を行う。

- ① 鎌倉市における貴重な自然環境の保全
  - 谷戸の源流域の保全
  - ハンノキ林及びヨシ原等湿地の保全
  - モザイク上に構成される多様な湿地環境の保全
  - 多様で貴重な生き物の生息環境の保全
  - 集水域全体を含めた水環境の保全（ため池・水路の保全）
- ② 鎌倉の都市景観資源としての保全
  - 豊かで健全な緑地景観の保全
  - 特徴のあるハンノキ林や湿地景観の保全
  - 鎌倉の里山景観の保全・再生
  - 自然の素材を活かし自然景観に融け込む施設デザイン
  - 其中庵、やぐらや耕作放棄地の活用
- ③ 管理運営面におけるポイント
  - 市民と一体になった仕組みと台峯にふさわしい組織づくり
  - 一部試験施工及びモニタリングによる検証方法

## 2-4 ゾーニング及び動線計画

### 1) 基本計画における設定と検討課題

基本計画において設定した内容の整理・確認と基本設計における検討課題を整理する。  
本設計の対象範囲におけるゾーン及びエリアは基本計画で定められた以下の構成とする。

表 2-1 ゾーン・エリアの構成

ゾーン・エリア名称	ゾーン・エリアの内容
①源流の森と里山の保全ゾーン	ため池の集水域や湿地、常緑広葉樹の自然林を保全しながら台峯の谷戸の源流域を守るゾーン
a: 源流域の湿地保全エリア	ため池や源流域のハンノキ群落など、自然性の高い湿地環境と生態系、景観を保全するエリア
b: 里山の湿地保全エリア	倉久保の谷戸に残されたヨシの湿地景観と生態系を保全するエリア
②里山の保全ゾーン	ヨシ等の湿地やヨシ等の湿地やコナラ林等の雑木林を適切に維持管理しながら里山の自然と景観を保全するゾーン
c: 里山の湿地再生エリア	谷戸の最下流部で乾燥化が進む湿地を改善し、開放的な湿地景観と豊かな生態系を再生するエリア
③里山再生ゾーン	耕作放棄地となった清水谷戸を里山の環境に積極的に再生するゾーン 里山として再生するため手を入れるゾーン
d: 水田・湿地再生エリア	清水谷戸の水田放棄地を水田や湿地に再生し、参加体験型の環境学習を積極的に提供するエリア

(④景観緑地と里山の保全ゾーンは本設計の対象範囲外)

動線は既存の散策路の活用を前提とし、谷戸の源流域の保全に配慮したうえで、以下の主動線（谷戸部・尾根部）、副動線及び補助動線を設定する。

表 2-2 動線（散策路）の構成

機能区分	施設名称	部位・用途	通行	標準幅員	区間
主動線	散策路 A	尾根部	一般利用者	W=0.5~1.5m	山崎小入口~西瓜ヶ谷分岐 谷脇入口~梶原入口
	散策路 B	谷戸部	一般利用者	W=0.5~1.5m	山崎子供会館入口~グランド北・畑分岐 清水谷戸~中央公園尾根道
	散策路 C	管理用	一般利用者 ・小型車両	W=1.8m	山ノ内配水池入口~西瓜ヶ谷分岐 清水谷戸入口~清水谷戸
副動線	散策路 D	尾根と谷戸の連絡	一般利用者	W=0.5~1.0m	倉久保、清水谷戸~中央公園尾根道
		源流部	利用者・管理 スタッフ	W=0.5~1.0m	台峯の谷戸~日当入口、尾根道
補助動線		中央公園との連絡	一般利用者	W=0.5~1.0m (副動線に準じる)	中央公園ヨシ原~尾根道

- 高齢者や身体障害者の利用について、新たな視点を持って検討していくこととしており、本設計の中で検討する。
- 鎌倉中央公園との連絡動線の位置については、本設計で調査を行い設定する。

### 2) 動線の変更

動線についても基本計画に基づくものとし、以下のポイントを加え、検討・設定を行う。

- 其中庵の利用と管理に配慮した動線の確保
- 鎌倉中央公園既開園区域との間の尾根から倉久保の谷戸に抜ける動線の確保
- 利用と管理のしやすさを考慮し、鎌倉中央公園との連絡動線の確保

ゾーニング構成

【ゾーン】

①源流の森と里山の保全ゾーン

- ・ため池の集水域や湿地、常緑広葉樹の自然林を保全しながら台峯の谷戸の源流域を守るゾーン

②里山の保全ゾーン

- ・ヨシ等の湿地やコナラ林等の雑木林を適切に維持管理しながら里山の自然と景観を保全するゾーン

③里山再生ゾーン

- ・耕作放棄地となった清水谷戸を里山の環境に積極的に再生するゾーン
- ・里山として再生するため手を入れるゾーン

④景観緑地と里山の保全ゾーン

- ・北鎌倉の景観を形作る斜面緑地を適切に保全し、尾根筋に残された里山の環境・景観を保全するゾーン
- ・尾根筋の一部の区域において、歴史的な経緯を踏まえ、茅場（カヤマ）、畑等の再生を行う。

【エリア】

a：源流域の湿地保全エリア

- ・ため池や源流域のハンノキ群落などの自然性の高い湿地環境と生態系、景観を保全するエリア

b：里山の湿地保全エリア

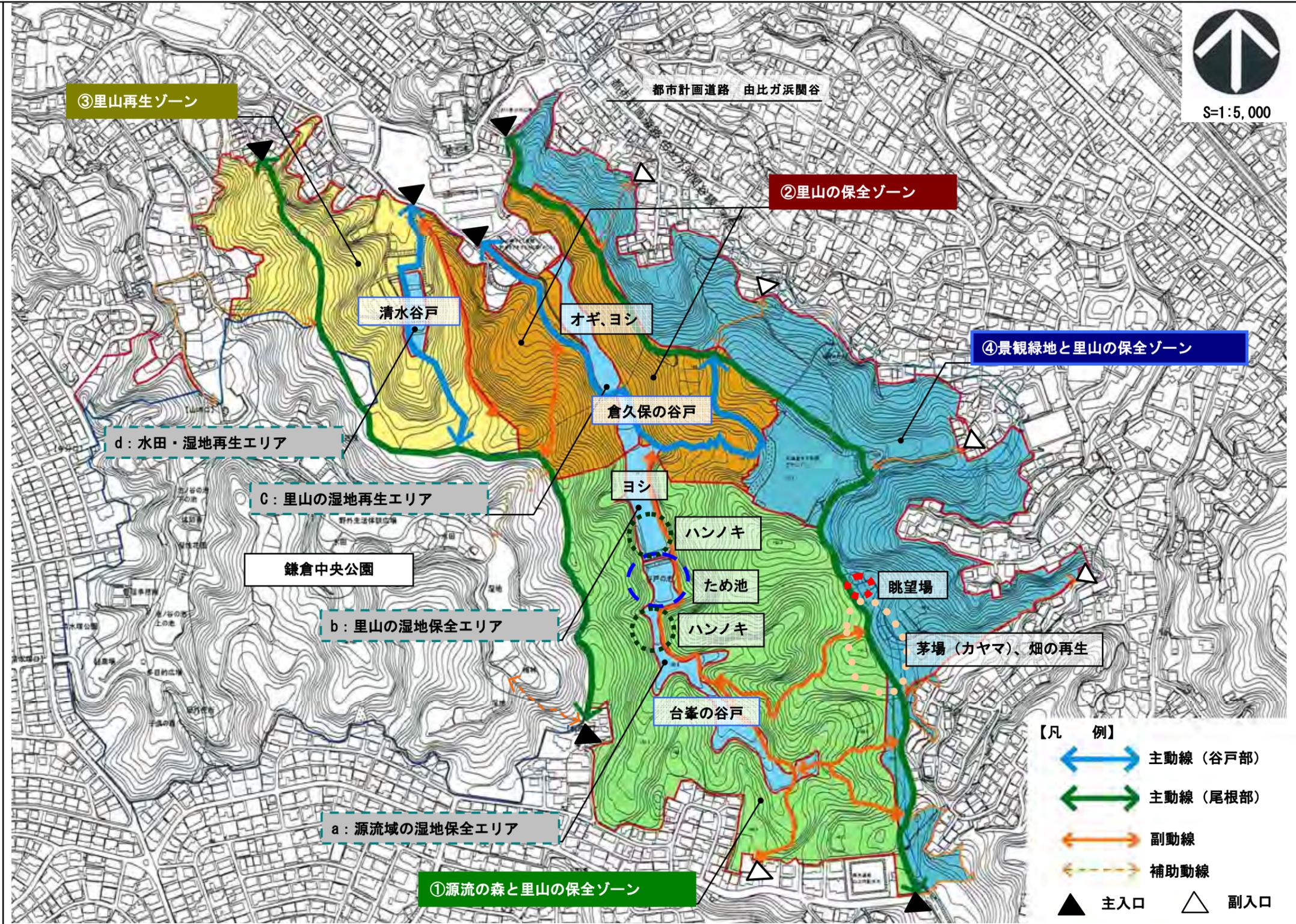
- ・倉久保の谷戸に残されたヨシの湿地景観と生態系を保全するエリア

c：里山の湿地再生エリア

- ・谷戸の最下流部で乾燥化が進む湿地を改善し、開放的な湿地景観と豊かな生態系を再生するエリア

d：水田・湿地再生エリア

- ・清水谷戸の水田放棄地を水田や湿地に再生し、参加体験型の環境学習を積極的に提供するエリア



動線構成

動線については、基本的に現況の道を利用するものとする。

【主動線（清水谷戸、倉久保の谷戸）】

- ・清水谷戸・倉久保の谷戸に沿って連絡する主要動線
- ・湿地部は生息動物と離隔距離が保てる動線とする。

【主動線（尾根部）】

- ・尾根部に沿って連絡する主要動線
- ・各眺望場においては、休憩スペースも設ける。

【副動線（台峯の谷戸、主動線の連絡路）】

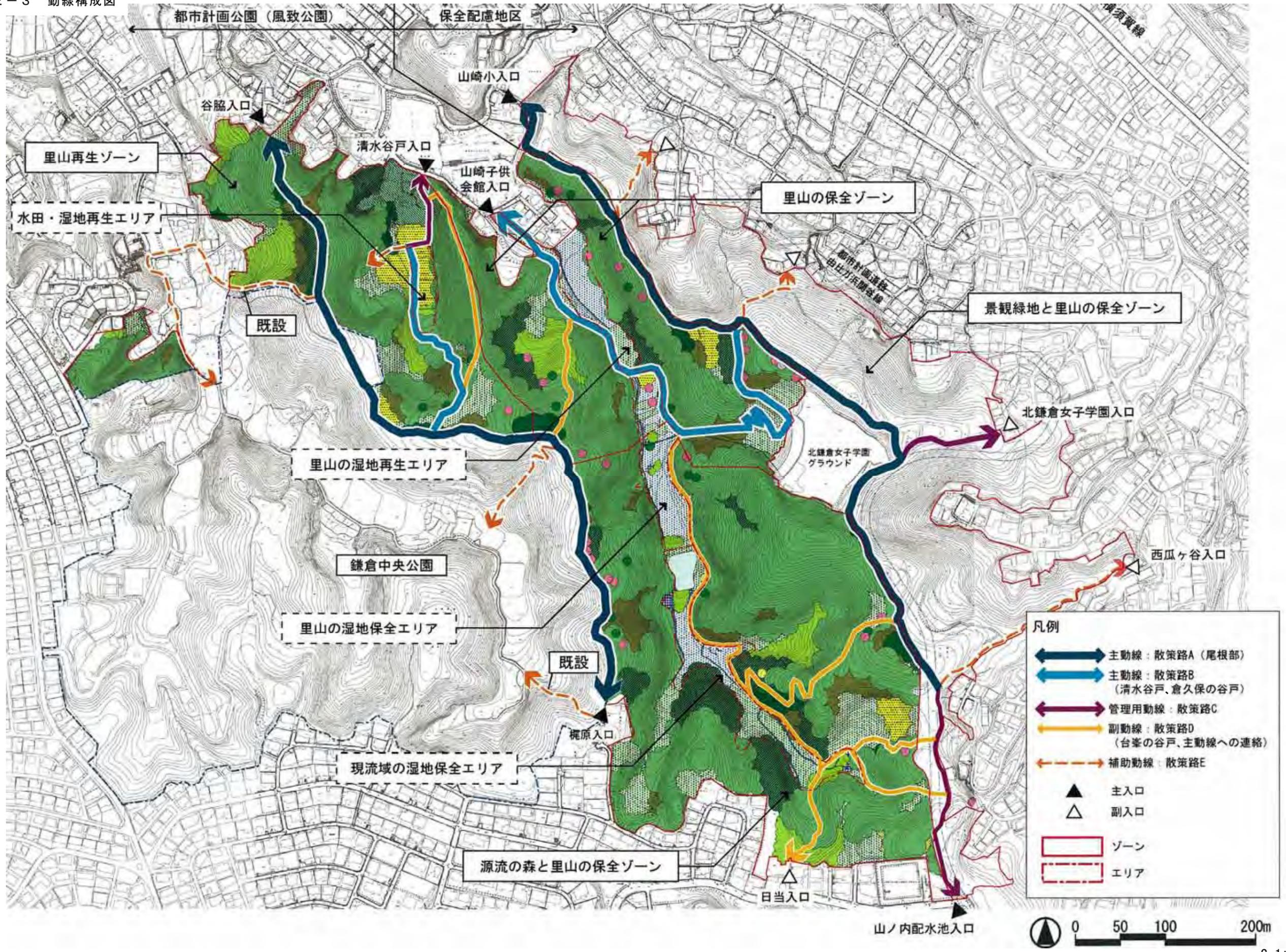
- ・台峯の谷戸に沿って連絡する動線（自然環境に配慮）
- ・各谷戸、尾根を結ぶ連絡動線

【補助動線】

- ・鎌倉中央公園への連絡及び、副入口より主動線に連絡する動線
- ※一部敷地外となるため調整が必要。

図2-2 ゾーニング及び動線構成（基本計画 p.33 一部修正）

図2-3 動線構成図



## 2-5 基盤整備

### 1) 整地及び造成

#### (1) 基本計画における設定と検討課題

造成（土の移動や地形の変更）は、自然環境への負荷を軽減し、必要最小限に止めるものとし、本設計において詳細な検討を行う。

- 主要施設部：管理運営拠点等地形変更を最小限に抑えられるよう設定する。
- 湿地部：再生する範囲と畦や水路等整備内容を設定する。
- ため池部：堤体の安全性を検証し、底泥の処理について検討する。
- 散策路等：既存のルートと形状を尊重する。水路に近接する散策路は、造成を極力伴わない手法（片栈道など）もしくはできるだけ自然素材を用いた手法（野面石組等）で整備内容を設定する。

#### (2) 造成箇所

造成箇所は下図に示す。なお管理運営拠点の4箇所は整地及び法面処理程度の小規模な造成とする。

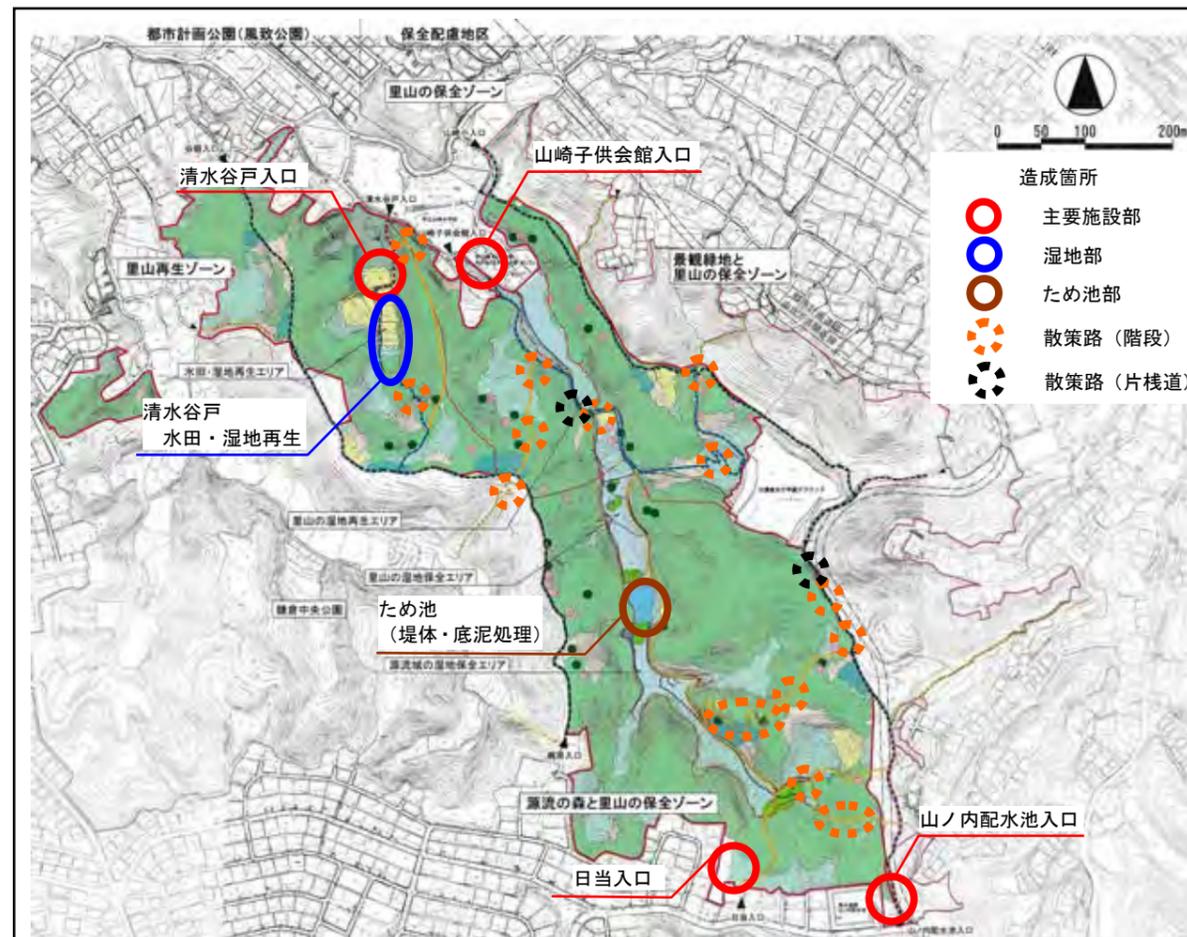


図2-4 主要造成箇所位置図

## 2) 水環境に関する基盤整備

### (1) 水環境の保全対策の整理

水環境保全に必要な対策についてゾーンごとに整理すると、以下のとおりである。

#### ① 源流の森と里山の保全ゾーン（源流域の湿地保全エリア・里山の湿地保全エリア）

- ハンノキ林、ヨシ原等の湿地環境の保全回復（湿地内への導流）
- ため池の水環境の改善（底泥の処理、土砂流入防止等）、整備（堤体補強、安全対策等）
- 水路の洗掘防止対策
- 湧水口や生物の生息環境の保全（ハンゲショウ生育区域の湿地改善）
- 源流域の湿地保全エリア上流部の湿地の畦跡地を補修し谷戸田状の湿地を復元

#### ② 里山の保全ゾーン（里山の湿地再生エリア）

- 多様な湿地環境の保全と再生（湿地内への導流）
- 水路の洗掘防止対策（里山の湿地再生エリア）

#### ③ 里山再生ゾーン（水田・湿地再生エリア）

- 水田・湿地・其中庵への水供給と保全、湧水口の保全

### (2) 検討課題

水路、ため池など水環境の基盤となる施設は、集水域全体を考慮し、湿地環境の保全・回復を目指して適切な対策を講じる必要があり、基本計画に基づき以下の検討を行う。

#### ① 水路

- 基本計画の小集水域ごとの水路必要断面の検証（基本計画 p.48）により、現況の水路断面の検証を行ったが、基本設計においては、対策が必要な箇所を設定し構造を検討する。
- 現況の水路の洗掘防止対策や湧水口を保全を行い、湿地環境の保全・再生を図るために湿地へ導水を行う。
- グラウンドからの雨水が倉久保の谷戸左岸側水路に合流することにより、その下流部の流量が多くなり、洗掘が進むことから、右岸側への分水方法を検討する。
- ため池への底泥の堆積原因である土砂の流入を軽減する方法を検討する。
- 水路の整備に際して、シジミやホトケドジョウ、カワナナ、ホタル等水生生物に配慮しつつ、必要な箇所のみ対策を施す。

水路改善方策：洗掘防止、落差の設置による流速の緩和とため池への土砂流入防止  
湿地への分水及び導水

#### ② ため池

- 基本計画の循環日数の検証（基本計画 p.52）により、水質は維持されているものと考えられるが、土砂の流入による底泥の堆積が進んでいるため、対応策の検討が必要となる。
- ため池については、ため池堤体の安全性や流入部における能力の検証を行った後、保全改良方策を検討する。

- ・ 水質改善方策：溶存酸素が少なく、底質の還元化が進んでいることが想定されるため、「掻い掘り」や定期的な水抜き等による底質への酸素供給を考慮する。
- ・ 堤体補強対策：漏水と構造的な安全性の検証が必要であり、基本的な対策の検討を行う。斜樋や余水吐についても整備・改修の検討が必要。
- ・ 土砂流入対策：有機物を含む底質の堆積が進んでいるため、沈砂池等の設置により土砂の流入を防止する措置を検討する。

## 2-6 主要施設整備

### 1) 散策路

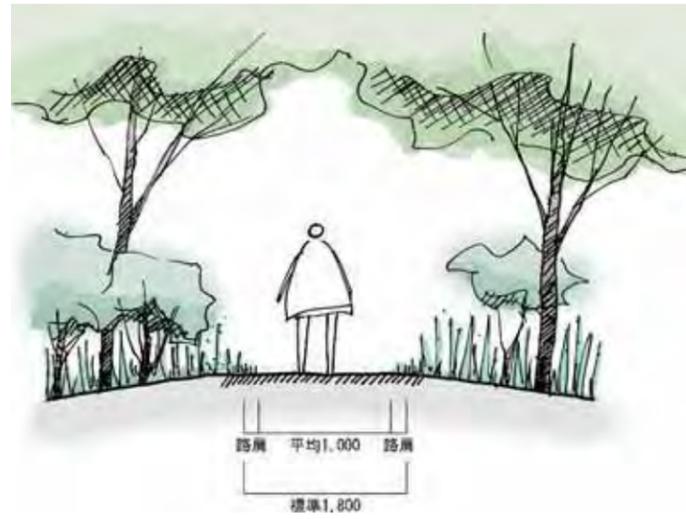
散策路は、利用や管理用動線として本緑地の保全と活用を図るうえでも基本的な施設となる。

既存のルートと形状を尊重した散策路整備を図ることを前提としたうえで、安全の確保や地形の保全のため、ササ・やぶ刈りや柵の設置、階段、サイン等の設置を行う。

散策路の標準断面および整備の手法については以下のように設定する。

#### (1) 散策路標準断面の設定

主動線：散策路 A (尾根部)



主動線：散策路 B (清水谷戸・倉久保の谷戸)



管理用動線：散策路 C



副動線：散策路 D (台峯の谷戸、主導線への連絡)  
補助動線：散策路 E

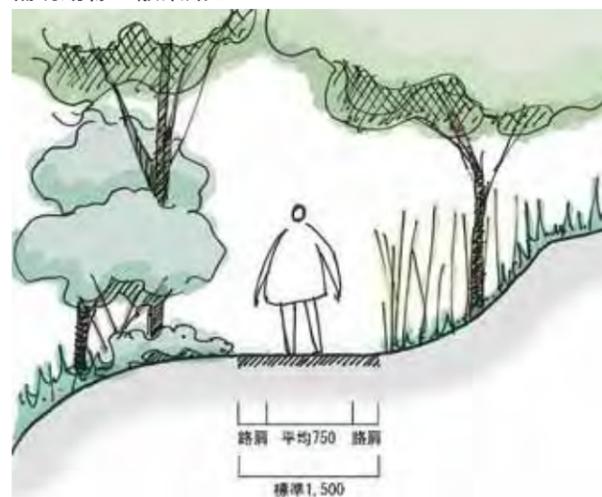


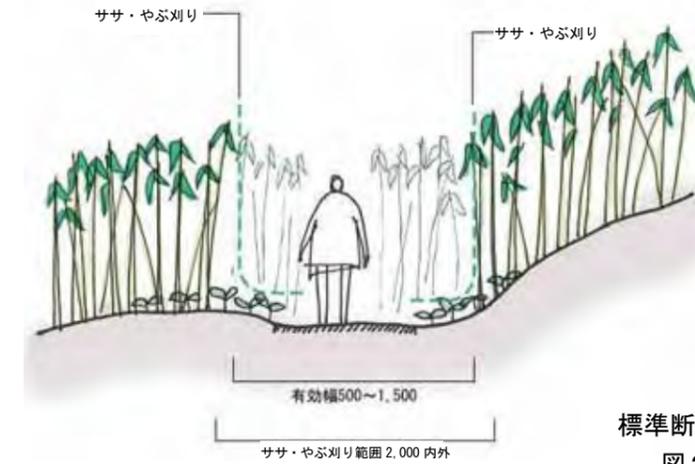
図2-5 散策路標準断面図

#### (2) 階段等整備手法の設定

散策路は基本的に現道を利用するが、利用者の安全確保や地形の保全のため、階段等の施設整備を行う必要がある箇所については、主に以下の整備手法で整備を行う。なお、階段等の施設整備に当たっては、周辺環境に対する影響、負荷に配慮し最小限の整備に止めることとし、ルートや整備手法についてはモニタリングを進めながら実施設計でさらに検討を加える。

ササ・やぶ刈り

動線上でササ等が繁茂している箇所は標準幅 2m 内外でササ・やぶ刈りを行う。



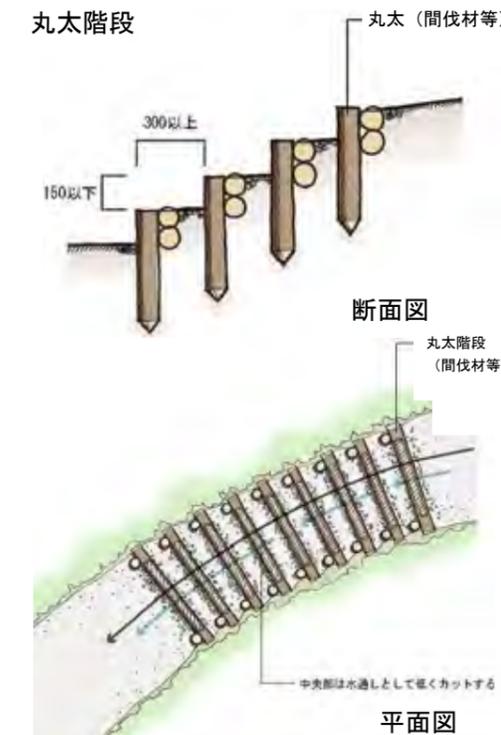
標準断面図

図2-6 イメージ図 (ササ・やぶ刈り)

階段

利用の安全上階段を設置する箇所については、基本的に間伐材等を利用した丸太階段を設置する。また、一部の緩傾斜地などでは自然石階段で対応する。

丸太階段



自然石階段

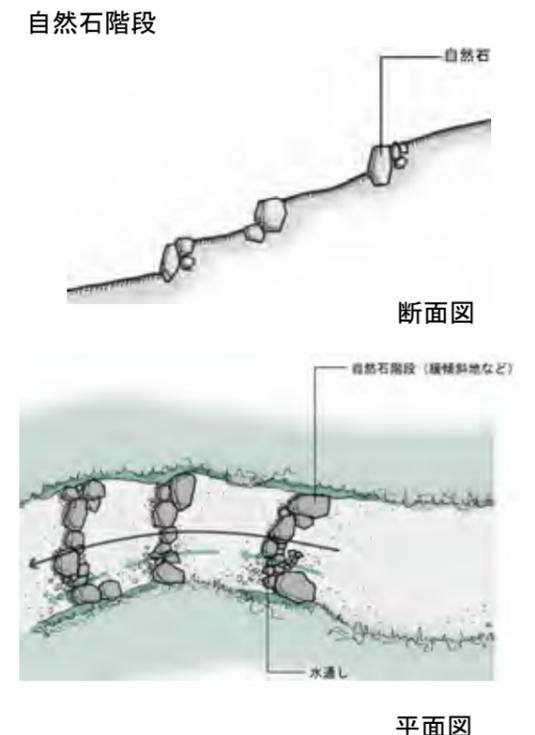


図2-7 イメージ図 (階段)

## 2) 導入施設内容

基本計画では、自然環境の保全を前提に、現況を大きく改変する施設の導入を避け、維持管理のため必要な施設は最小限とする考え方に基づき、園路及び基盤整備に係る施設を除く以下の施設内容とした。

表2-3 基本計画における施設内容

導入する機能	施設名称	利用者	必要規模等	設置場所
散策利用	休憩施設(ベンチ等)	一般利用者	適宜最小限	眺望・休憩所、花見・休憩広場等
	駐輪場	一般利用者	計15台分	山ノ内配水池・清水谷戸・山崎子供会館各入口部
	サイン類 入口案内サインA  入口案内サインB 誘導サイン 規制サイン 解説版	一般利用者	4箇所  3箇所 15箇所 2箇所 2箇所	山ノ内配水池・日当・清水谷戸・山崎子供会館各入口部 梶原・山崎小・谷脇各入口 動線の分岐点 ため池・ハンノキ林部 遺跡(やぐら)部
体験活動・維持管理	体験作業棟	一般利用者 管理スタッフ	合計30㎡	山ノ内配水池・(山崎子供会館)各入口部
	トイレ	一般利用者 管理スタッフ	4穴 合計20㎡	山ノ内配水池・(山崎子供会館)各入口部
	用具庫	管理スタッフ	4箇所 各10㎡	山ノ内配水池・日当・清水谷戸・山崎子供会館各入口部
	作業ヤード	管理スタッフ	各100㎡	山ノ内配水池・日当・清水谷戸・山崎子供会館各入口部
	駐車場	管理スタッフ等	10台 (最低5台)	山ノ内配水池・(山崎子供会館)各入口部

注) サイン類については、本設計の対象範囲における箇所数を示す。体験作業棟・トイレ・駐車場について、清水谷戸入口部(其中庵)での設置は、本設計で検討を加えるため括弧表記とする。

- 其中庵が区域内となったことから本設計で検討することとし、体験作業棟・トイレ・駐車場などの施設配置について機能を考慮しつつ設定する。
- ベンチやサイン類をはじめとした、施設は本緑地の景観にあった自然なデザインを検討する。
- 体験作業棟については本緑地の管理活動に参加する市民の意見を反映して検討する。
- トイレは神奈川県条例により「みんなのトイレ」を1つ以上設けることとされているため、これを含めて体験作業棟に併設することを検討する。
- 駐車場は、利用を限定した最小限の必要規模とし、敷地条件を考慮して設定する。

## 3) 入口・管理運営拠点

### (1) 基本計画からの変更点と対応

其中庵が区域内に加えられたことから、以下の理由により管理運営拠点を変更する。

- 倉久保・台峯の谷戸等の利用のしやすさから山崎子供会館入口部を拠点として設定したが、平坦地が確保でき、利活用の比重が高い里山再生ゾーンに管理運営の拠点を置くことで、其中庵を含めて、市民の利用もしやすく適切な管理が図れることを考慮し、清水谷戸入口部をメインの管理運営拠点とする。

### (2) 各入口・管理運営拠点の整備内容

以上の変更点と対応を受け、各入口の構成及び主要な導入施設を設定する。

各入口広場の主要導入施設について、基本計画で設定した各施設の必要規模を基に新たな条件を加味し設定する。なお、拠点施設の体験作業棟については、整備箇所毎に機能を整理し、諸室及び規模の設定を行う。

表2-4 施設規模の設定

整備箇所 施設内容	清水谷戸	山ノ内配水池	山崎子供会館	日当	合計
	管理運営 拠点施設	管理運営 プレイ施設	管理補完施設	管理補完施設	
体験作業棟	公園管理機能 体験・作業機能	体験・作業機能	—	—	
トイレ (体験作業棟)	男子:1立1穴 女子:2穴 みんなのトイレ 1穴	男子:1立1穴 女子:1穴 みんなのトイレ 1穴	—	—	男子:2立2穴 女子:3穴 みんなのトイレ 2穴
用具庫	10㎡	15㎡ (体験作業棟)	10㎡	10㎡	45㎡
作業ヤード	約100㎡	約100㎡	約100㎡	約100㎡	約400㎡
駐車場	5台	3台	2台	2台	12台
駐輪場	5~10台	5台	5台	5台	20~25台
その他の施設	水場	水場 休憩スペース	水場 休憩スペース	水場	

- みんなのトイレは、神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブックによる整備基準に基づき、車いす使用者をはじめ誰もが利用しやすいトイレを整備する。なお、詳細な仕様や水準は、実施設計の策定の段階で県及び関係機関との協議のうえ、さらに検討を加える。

ア) トイレの規模設定

トイレは本公園の利用形態、維持管理面等から、管理運営施設となる清水谷戸及び山ノ内配水池入口の体験作業棟に併設する。

規模の設定に当たっては、基本計画で設定した本緑地の最大時利用者数を基に行う。

●トイレの規模設定（公園全体）

$$\begin{array}{rcl} \text{最大時利用者数} & \text{便所利用率}^{※1} & \\ 120 \text{ 人/時} & \times \quad 1/30 & = \quad 4 \text{ 穴} \end{array}$$

※1：自然公園等施設整備技術指針（財）国立公園協会  
集散時の集中を考慮し 1/30～1/50 の内 1/30 を採用

●トイレは2箇所分割して配置し、各々男女別の最低穴数を確保する。ただし、清水谷戸入口については団体利用が想定され、特に女子便所の不足が想定されることから2穴確保する。

●各トイレには「神奈川県福祉の街づくり条例」に基づき、みんなのトイレを併設する。

トイレの規模設定

表 2-5 トイレの規模設定

整備箇所	清水谷戸	山ノ内配水池
トイレ (体験作業棟併設)	男子：1立1穴 女子：2穴 みんなのトイレ：1穴	男子：1立1穴 女子：1穴 みんなのトイレ：1穴

イ) 駐車場の規模設定

本緑地の自然環境を保全する観点から一般利用者は公共交通機関を利用することを原則とし、駐車場は公園維持管理及び利用を限定した最小限の規模として整備する。

設置箇所は管理機能を設け、其中庵の利用が見込まれる清水谷戸入口に設けるほか、公園管理面から作業ヤードを併設する各管理運営拠点に設ける。

規模の設定に当たっては、基本計画で設定した本緑地の最大時利用者数を基に行う。

●駐車場の規模設定（公園全体）

$$\begin{array}{rcl} \text{最大時利用者数} & \text{自家用車率}^{※1} & \text{回転率}^{※2} & \text{1台当り乗員数} & \text{必要台数} \\ 120 \text{ 人/時} & \times \quad 50\% & \times \quad 1/1.9 & \times \quad 1/3 & = \quad 10.5 \text{ 台} \end{array}$$

※1：平成13年度都市公園利用実態調査（財）公園緑地管理財団  
自家用車率は利用圏域や平均滞在時間が比較的本緑地に近い総合公園を参考とする  
※2：自然公園等施設整備技術指針（財）国立公園協会

●駐車場の配置設定

表 2-6 駐車場の規模設定

設置箇所	駐車台数	
清水谷戸入口	5台	公園維持管理用及び利用を限定した駐車場として想定
山ノ内配水池入口	3台	公園維持管理用として想定
山崎子供会館入口	2台	公園維持管理用として想定
日当入口	2台	公園維持管理用として想定

ウ) 駐輪場の規模設定

公園周辺の地域住民の自転車利用を想定し駐輪場を整備する。設置箇所は平坦地が確保でき、管理が容易な各管理運営拠点に設ける。

規模の設定に当たっては、基本計画で設定した本緑地の最大時利用者数を基に行う。

●駐輪場の規模設定（公園全体）

$$\begin{array}{rcl} \text{最大時利用者数} & \text{自転車利用率}^{※1} & \text{必要台数} \\ 120 \text{ 人/時} & \times \quad 12.3\% & = \quad 14.7 \text{ 台} \end{array}$$

※1：平成13年度都市公園利用実態調査（財）公園緑地管理財団  
自転車利用率は利用圏域や平均在園時間が比較的本緑地に近い総合公園を参考とする。

●駐輪場は利用面を考慮し、1箇所当たり5台程度とする。

エ) その他の施設

●用具庫

公園の維持管理に必要な用具を保管する用具庫を整備する。規模としては類似施設の事例から概ね10～15㎡（3m×4m）程度を確保する。

●作業ヤード

樹林の維持管理作業用のスペースとして各管理運営拠点に作業ヤードを確保する。作業ヤードの規模については、各箇所の敷地条件を考慮して設定することとし、車両の進入、資材のストックスペース、作業スペース等を考慮して概ね10m×10m（100㎡）程度を確保することとする。

●水場、休憩スペース

樹林の維持管理作業を想定している各管理運営拠点には、建物に併設して水場を設ける。また、公園利用者や作業スタッフの休憩スペースとして、建物に併設した屋根付のスペースや、緑陰による休憩スペースを設ける。休憩スペースにはテーブル・イスや野外卓を設ける。

(3) 管理運営拠点施設（体験作業棟）

清水谷戸、山ノ内配水池入口における管理運営拠点施設（体験作業棟）の規模を以下のように設定する。

表 2-7 体験作業棟の規模設定

ア) 清水谷戸作業体験棟

諸室	機能	規模 (m <sup>2</sup> )	規模算定
展示案内スペース	緑地の自然環境などの展示 公園総合案内、利用案内等 其中庵の施設紹介	9	最大時利用者×1/5人利用×回転率×単位面積 120人×1/5×0.1×4.0 m <sup>2</sup> =9 m <sup>2</sup> 回転率、単位面積：「自然公園の施設」国立公園協会より
管理室	公園・其中庵管理者の事務スペース	14	管理者 2人×単位面積 2人×7 m <sup>2</sup> =14 m <sup>2</sup> 単位面積：「ビジターセンターの整備に関する研究」より
市民活動準備室	ボランティア（解説・維持管理作業）の更衣・作業スペース	15	最大時利用者数 ロッカー利用率 単位規模 標準規模 120人/時 × 0.25~0.40 × 0.5~0.7 m <sup>2</sup> /個 =15 m <sup>2</sup> 利用率・単位規模「建築設計ノート クラブハウス」より
便所	公園利用者、管理者用	16	(男子+女子)×単位面積+みんなのトイレ (1.5+2)×3.3 m <sup>2</sup> +4 m <sup>2</sup> =15.5 m <sup>2</sup>
用具庫	維持管理等の道具、用具の保管スペース	10	類似施設例による想定値
		合計	64
その他のスペース			
水場	手（足）洗いスペース		屋外に設置

イ) 山ノ内配水池作業体験棟

諸室	機能	規模 (m <sup>2</sup> )	規模算定
展示案内スペース	緑地の自然環境などの展示 公園総合案内、利用案内等	9	最大時利用者×1/5人利用×回転率×単位面積 120人×1/5×0.1×4.0 m <sup>2</sup> =9 m <sup>2</sup> 回転率、単位面積：「自然公園の施設」国立公園協会より
市民活動準備室 （管理員の執務室兼用）	ボランティア（解説・維持管理作業）の更衣・作業スペース	15	※市民活動準備室は管理員の執務室も兼用する。 最大時利用者数 ロッカー利用率 単位規模 標準規模 120人/時 × 0.25~0.40 × 0.5~0.7 m <sup>2</sup> /個 =15 m <sup>2</sup> 利用率・単位規模「建築設計ノート クラブハウス」より
便所	公園利用者、管理者用	13	(男子+女子)×単位面積+みんなのトイレ (1.5+1)×3.3 m <sup>2</sup> +4 m <sup>2</sup> =12.2 m <sup>2</sup>
用具庫	維持管理等の道具、用具の保管スペース	10	類似施設例による想定値
		合計	47
その他のスペース			
屋外休憩スペース	10人程度のグループが利用できる屋根付屋外休憩スペース	15	利用者数×単位面積 10人 ×1.5 m <sup>2</sup> =15 m <sup>2</sup> 単位面積：「建築設計ノート公園内施設」より
水場	手（足）洗いスペース		屋外に設置

● 市民活動準備室は今後の市民活動の状況、活動内容などに応じて規模の設定・調整を行う。

ウ) 管理運営拠点のデザイン

【デザインの基本的な考え方】

これらの建築は計画地の景観にとけ込むデザインとする。

【コンセプト（案）】

- 里山の景観を構成する要素として、昭和30年代頃の里山の民家をイメージした建物
- 木造とし、切妻屋根、瓦葺きを標準
- 具庫は農家の納屋風のイメージ

4) サイン

施設導入の考え方を受け、以下の方針を基にサイン計画を行う。

- 保全・活用のためのサイン類等施設整備は最小限に止める。
- 散策路については、各入口の入口案内サインと誘導サインで誘導を行う。
- その他、立入り制限箇所等や本緑地の特徴的環境を有する箇所では利用の規制や解説を行う。

(1) サインの構成

ア) 入口案内サインA

- 主動線上の各入口に設置する。
- 園名板、地図、本緑地の概要説明、規制サイン、ボランティア利用を考慮した掲示板

イ) 入口案内サインB

- 副動線上の各入口に設置する。
- 園名板、地図、本緑地の概要説明、規制サイン

ウ) 誘導サイン

- 動線の分岐点に設置する。

エ) 規制サイン

- 立入り禁止等制限箇所に設置する。

オ) 解説板

- 埋蔵文化財等について、現地に解説板を設ける。
  - ・ 緑地の景観とけ込む、自然素材を用いる。
  - ・ イベントやボランティア活動での更新を想定し、取替えや増設に柔軟に対応できるデザインとする。
  - ・ 緑地で発生する間伐材の利用を考慮する。

## 2-7 樹林地等

### 1) 基本計画における設定と検討のポイント

基本計画で設定した、ゾーン・エリアごとの保全・活用の方針と保全項目等その概要を整理すると表2-8のとおりである。

本設計では、これらに基づいたうえでポイントとしてあげた以下の項目に着目しつつ、具体的な保全整備及び管理の内容の設定を行う。

- 谷戸の源流域の保全
- ハンノキ林及びヨシ原等湿地の保全
- モザイク状に構成される多様な湿地環境の保全
- 注目種の生息環境の保全
- 豊かで健全な緑地景観の保全
- 特徴のあるハンノキ林や湿地景観の保全
- 鎌倉の里山景観の保全・再生
- 其中庵、やぐらや耕作放棄地の活用

なお、詳細な検討設定は「ゾーン・エリア別樹林地等保全」において行うものとし、ここでは全体に共通する内容について整理する。

### 2) 目標植生の設定

源流の森と里山の保全ゾーンではコナラ林からスタジイ林など自然植生への遷移の誘導を図る一方、ハンノキ林など湿地としての環境を維持あるいは回復するなど、多様な自然環境の保全を狙っている。

植生の保全に際しては遷移の方向や仕組みについての理解を踏まえたうえで、目標とする植生を設定する必要があり、基本計画で設定した環境目標に基づいて植生区分ごとに目標とする植生の整理を行う。

表2-8 樹林地等保全の概要

ゾーン・エリアごとの保全・活用の方針	保全の主な項目と目標
<p><b>①源流の森と里山の保全ゾーン</b></p> <p>○源流の森と里山の自然環境の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然植生への植生遷移の誘導</li> <li>・樹林の水源涵養機能の維持・向上</li> <li>・生物多様性に資する環境の多様化</li> <li>・遷移を阻害する要因の改善</li> <li>・尾根道のサクラの保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集水域と湧水等の水環境の保全</li> <li>・スタジイ林等への遷移誘導</li> <li>・間伐等による複層林化の促進</li> <li>●サクラの古木の保全</li> <li>・根元の保護、枝降ろしや除伐による古木の保全</li> <li>●貴重な樹木(ヤマナラシ)の保全</li> <li>・後継樹の育成</li> <li>●耕作放棄地の環境再生</li> <li>・多様な草地としての環境再生</li> <li>・やぐら周辺環境整備</li> <li>●注目種の生息生育環境の保全</li> <li>・フクロウ、カワセミ、ホトケドジョウ、ゲンジボタル、クロヨシノボリ、ヘイケボタル、マシジミ等の生息生育環境の保全</li> <li>●源流域の谷戸の湿地環境の保全</li> <li><b>最上流部</b>: 乾燥化抑制、土砂等の流入・堆積や流出防止及び適切な水環境の保全を図り、ハンノキ群落の保全を目指す</li> <li><b>ため池上流部</b>: ため池とハンノキ群落等の景観は本緑地を代表するものであり、水分条件の違いによって形成されている多様な湿地環境の保全を目指す</li> <li>また湿地の畦跡地を補修し、谷戸田状の湿地の復元を図り、ヘイケボタル等の生息地とする。</li> <li><b>ため池下流部</b>: 面的にまとまったヨシ原の中にハンノキが散在する湿地環境の保全を目指す</li> </ul>
<p><b>a:源流域の湿地保全エリア</b></p> <p><b>b:里山の湿地保全エリア</b></p> <p>○谷戸のため池・湿地の保全活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湧水の保全</li> <li>・ため池の水環境の保全</li> <li>・谷戸の湿地環境の保全</li> <li>・エコトーン(移行帯)としての保全</li> </ul>	
<p><b>②里山の保全ゾーン</b></p> <p>○里山の自然環境の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里山景観の保全</li> <li>・生物多様性に資する環境の多様化</li> </ul> <p>○緑地へのゲートとなる拠点の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山環境の保全</li> <li>・常緑低木を刈り払いするなどの管理により明るく林床が豊かな雑木林を形成</li> <li>・刈り払い、落葉かきを基本としながら部分的に皆伐・萌芽更新</li> <li>●耕作放棄地の環境再生</li> <li>・多様な草地としての環境再生</li> <li>・やぐら周辺環境整備</li> <li>・カナムグラ群落等の緩斜面は低茎草地として草刈り等の維持管理</li> <li>●谷戸の湿地環境の再生</li> <li>・かつての低草～高茎の湿性植物が連続的に分布する湿地を再生し、湿地や水路の水際～林縁～樹林の連続した様々なハビタットが成立していた場所として再生することをめざす</li> <li>●注目種の生息生育環境の保全</li> <li>・クロヨシノボリ、ヘイケボタル、カヤネズミ、マシジミなどの生息生育環境の保全に配慮した保全管理</li> </ul>
<p><b>③里山再生ゾーン</b></p> <p>○里山の再生と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐・萌芽更新による樹林の再生</li> <li>・竹林やスギ・ヒノキ植林の保全管理</li> <li>・耕作放棄地を活用した畑づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山の再生と保全</li> <li>・オニシバリーコナラ群集の皆伐・萌芽更新による里山林の再生</li> <li>・スギ・ヒノキ植林の枯損木除去、劣勢樹除伐、密度管理による健全な樹林の維持</li> <li>・竹林の定期的な管理</li> <li>●耕作放棄地の環境再生</li> <li>・作物や苗木等の畑、土手等を低茎草地として活用</li> <li>●谷戸の水田・湿地環境の再生</li> <li>・水田耕作を継承し、多様な湿生草地として再生を図る。</li> <li>●注目種の生息生育環境の保全</li> <li>・多様な直翅類、草地の野草類、草地の野鳥類(ホウジロ、カシラダカ等)などの生息生育環境の保全に配慮した保全管理</li> </ul>
<p><b>d:水田・湿地再生エリア</b></p> <p>○谷戸の保全活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湧水、水路の保全</li> <li>・水田、湿地の再生</li> <li>・耕作放棄地を活用した畑づくり</li> <li>・ウメ、カキ等の果樹の保全</li> </ul>	